

16 吹医発第 0165 号
28 吹健保第 1535 号
平成 28 年 10 月 14 日
(2016 年)

吹田市医師会会員 各位

吹 田 市 医 師 会
会 長 川 西 克 幸
吹田市立保健センター
所 長 北 川 幸 子

母子健康手帳（任意記載事項様式）の改正について
(お知らせ)

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市予防接種事業に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年 9 月 30 日付け事務連絡にて、厚生労働省より、標記について別紙のとおり通知がありましたので、お知らせします。

通知の趣旨としましては、予防接種法施行令の一部改正に伴い、B 型肝炎に係る予防接種の記録をするとともに、母子感染予防のため健康保険の給付により B 型肝炎ワクチン接種を受けた方については、定期の予防接種の対象者から除くこととしているため、定期の予防接種との重複を避ける観点から、母子健康手帳の B 型肝炎に係る予防接種の記録欄に記録していただくようお願いする内容です。

つきましては、定期の B 型肝炎ワクチンの接種をされる前に、母子健康手帳の予防接種の記録欄を御確認のうえ、接種いただきますようお願いいたします。

なお、通知につきましては、吹田市医師会ホームページに掲載いただくようお願いしております。

<問い合わせ先>

吹田市立保健センター

TEL : 6 3 3 9 - 1 2 1 2

FAX : 6 3 3 9 - 7 0 7 5

予防接種担当：山本・幡中

地保第2404号
平成28年10月11日

各市町村母子保健主管課長 様
(保健所設置市を除く)

大阪府健康医療部保健医療室地域保健課長

母子健康手帳(任意記載事項様式)の改正について

日頃は本府母子保健行政の推進に御理解御協力をいただきありがとうございます

平成28年9月30日付け事務連絡で厚生労働省より、標記について別紙のとおり通知がありましたので、お知らせします。

予防接種法施行令の一部改正に伴い、B型肝炎に係る予防接種の記録欄を母子健康手帳(省令様式)に追加するとともに、母子健康手帳(任意記載事項様式)から削除したところですが、母子感染予防のため健康保険の給付によりB型肝炎ワクチン接種を受けた方については、定期の予防接種の対象者から除くこととしているため、B型肝炎に係る定期の予防接種を実施する際には健康保険の給付によるB型肝炎ワクチンの接種歴を確認する必要があります。

つきましては、健康保険の給付によるB型肝炎ワクチン接種を実施した場合についても、定期の予防接種との重複を避ける観点から、母子健康手帳(省令様式)のB型肝炎に係る予防接種の記録欄に記録するよう、各関係医療機関に周知いただきますようお願いいたします。

<連絡先>

大阪府健康医療部保健医療室 地域保健課
母子・援護グループ 梅室・中田
TEL:06-6944-6711 FAX:06-4792-1722

事 務 連 絡
平成 2 8 年 9 月 3 0 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 母子保健主管部（局）御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

母子健康手帳（任意記載事項様式）の改正について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段の御配慮を賜り深く感謝申し上げます。

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）の一部改正により、B 型肝炎が予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく定期の予防接種の対象疾病として追加されることに伴い、B 型肝炎に係る予防接種の記録欄を母子健康手帳（省令様式）に追加するとともに、母子健康手帳（任意記載事項様式）から削除したところですが、母子感染予防のため健康保険の給付により B 型肝炎ワクチン接種を受けた方については、定期の予防接種の対象者から除くこととしているため、B 型肝炎に係る定期の予防接種を実施する際には健康保険の給付による B 型肝炎ワクチンの接種歴を確認する必要があります。

つきましては、母子感染予防のため健康保険の給付により B 型肝炎ワクチン接種を実施した場合についても、定期の予防接種との重複を避ける観点から、母子健康手帳（省令様式）の B 型肝炎に係る予防接種の記録欄に記録するよう各医療機関へ周知いただくとともに、都道府県におかれましては管内市町村に周知いただきますようお願い申し上げます。